

市民活動交流センター

市民活動団体向け「ロッカー」

使用団体募集要項

< 目 次 >

1	施設の概要	1
2	使用期間	1
3	応募資格	1
4	応募手続等	2
	(1)申し込み書類の提出方法等	
	(2)提出書類	
	(3)質問の受付	
	(4)応募に関する留意事項	
5	使用までのスケジュール	2
6	使用団体の決定方法	3
	(1)決定方法	
	(2)複数区画の使用	
	(3)申請結果	
7	権利義務の譲渡の禁止	3
8	使用上の留意点	3
9	使用の取り消し	3
10	お問い合わせ先	4
◇	申請に係る書類	
	○ロッカー使用申込書	5

以下の内容で、ロッカー（メールボックス含む。）の使用団体を募集します。

1 施設の概要

①所在地 岐阜市司町 40 番地 5 んふメディアコスモス 1 階 市民活動交流センター内

②区画数

区 分	使用料(1 ヶ月)	区画数
ロッカー 大 (巾320×高さ540×奥行510mm 予定)	300円	24区画
ロッカー 小 (巾320×高さ400×奥行510mm 予定)	150円	24区画

※ロッカー使用団体は付属設備として、メールボックスが使用できます。

(内寸法：巾240×深さ80×奥行330mm)

③使用時間

9：00 から 21：00 まで

※原則毎月最終火曜日及び 12 月 31 日から 1 月 3 日までは休館日のためご利用できません。

2 使用期間

原則 1 年（年度ごとに募集）

3 応募資格

ロッカーの使用申請に係る応募資格は、次の条件を満たす団体とします。

① 岐阜市市民活動団体登録要綱第4条の規定により※登録を受けた団体。

※団体登録を受けることができる要件

- ・会則、規約または定款の主たる目的及び活動が特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）別表に掲げる活動のいずれかに該当すること。
- ・市内で活動し、又は活動することを予定していること。
- ・5 人以上の会員で構成されていること。
- ・入退会に不当な制限がないこと。
- ・総会、運営委員会その他の民主的な意思決定の機関を有すること。
- ・宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- ・特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党について推薦し、支持し、又は反対することを目的とした団体でないこと。
- ・公の秩序又は善良な風俗に反する活動をしていないこと。

4 応募手続等

(1) 申し込み書類の提出方法等

市民活動交流センターのホームページで（以下「交流センター」という）書類を入手し、ロゴフォームから提出するか、直接交流センターへ提出してください。

※ロッカーの空きがなくなり次第受付は終了します。

(2) 提出書類

- ①ロッカー使用申込書
- ②岐阜市市民活動団体登録の申請に係る書類（団体登録がされていない場合のみ）
 - i) 岐阜市市民活動団体登録（更新）申請書
 - ii) 会則又は規約（特定非営利活動法人にあっては、定款）
 - iii) 役員名簿または会員名簿
 - iv) 申請する日の属する事業年度の事業計画書及び予算書
 - v) 直近の事業年度の事業報告書及び決算書（団体設立後1年未満のものは除く）
 - vi) 活動状況がわかる参考資料（会報、ニュースレターなど提出できる資料。）

(3) 応募に関する留意事項

- ①申込書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ②申込書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。
- ③申込受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- ④市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
- ⑤応募者が提出した書類等は、岐阜市情報公開条例（昭和60年6月20日岐阜市条例第28号）第2条に定める公文書となり、情報公開の対象となります。

5 使用までのスケジュール

募集期間	随時
書類審査	受付後、おおよそ1～2週間
結果通知	受付後、おおよそ1～2週間
使用開始	使用承認された日から

* 4月1日から年間の使用を申し込む団体は、前年度3月中に年間使用料を納付してください。

6 使用団体の決定方法

(1)決定方法

ロッカーの使用団体は、先着順により決定します。

また、使用候補者の選外となった団体については順位を定めて補欠者とします。補欠者としての効力は、選定結果を通知した日からその年度の3月31日までとし、年度の途中で退去等により空き区画が生じた場合に、先着順位より補欠者の意向を確認のうえ使用を許可するものとします。

(2)複数区画の使用

原則1団体1区画の使用としますが、空きがある場合は複数区画の使用も可能です。

(3)申請結果

申請結果については、後日申請団体へ通知します。

7 権利義務の譲渡の禁止

ロッカー使用者は、権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供することはできません。

8 使用上の留意点

- ① ロッカーの使用は、使用許可期間に対し（使用の有無に関わらず）、使用料がかかります。
- ② 使用料は、原則として使用する月の前月末までに納入してください。
- ③ 使用する区画の場所については、使用が継続して許可された使用者の場合はその使用区画を継続することとし、新たに使用許可された団体は話し合いで決定します。
- ④ 使用開始後、ロッカーの使用状況や団体の活動状況等について、適宜、報告して頂く場合があります。
- ⑤ 施設の管理運営上必要があると認めた場合、ロッカーの中身を確認させていただく場合があります。その場合、使用者は拒むことはできません。
- ⑥ 使用者の責に帰する事由により、市若しくは第三者に損害を与えた場合は、損害を補償するものとします。

9 使用の取り消し

- ① ロッカーの使用許可期間中に団体が使用を中止する場合は、3ヶ月前までに所定の書面により申し出てください。使用月の途中で退去されても、日割りで月の料金が発生します。
- ② 市は、使用者が以下のいずれかに該当すると認めたときは、使用の取り消しを命ずることができます。その場合、速やかに使用を中止し退去していただきます。
 - ・応募資格に不適合となったとき。
 - ・団体が解散若しくは活動休止となったとき。
 - ・市民活動交流センターの適正な管理運営を阻害する活動を行ったとき。
 - ・料金未払いなどの違反行為があったとき。
 - ・関係法令、条例、規則又は要綱に基づく市の指示に従わないとき。
 - ・関係法令、条例、規則又は要綱の規定に違反したとき。

・その他、市が使用させることが不適切と認めたとき。

③ 使用者は、その使用期間が満了したとき又は使用を取り消されたときは、ロッカーを速やかに原状に復してください。なお、使用者が原状回復義務を履行しない場合、市において原状に復し、その費用を使用者に請求することとします。

10 お問い合わせ先

市民活動交流センター

〒500-8076 岐阜市司町 40 番地 5

電 話：058-264-0011（直通）

E-mail：comm-act@city.gifu.gifu.jp

開館時間：9：00～21：00

休 館 日：原則毎月最終火曜日・年末年始（12月31日～1月3日）

様式第2号（第4条関係）

承認番号 第 号
承認日 年 月 日

ロッカー使用申込書 申込日 年 月 日 （あて先）岐阜市長 団 体 名 氏 名 申込者 住 所 〒 電話番号 （ ） — 市民活動交流センターのロッカーを使用したいので、次のとおり申し込みます。	
ふ り が な 団 体 名	
代 表 者 氏 名	
団体の所在地	
設 立 年 月 日	
使 用 目 的	
希 望 設 備	☐ 大ロッカー ☐ 小ロッカー